

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4 - 関東 1 - 3

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2023年10月 5 日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 欣吾

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町 1 番地

【電話番号】 052-951-8211（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理本部財務グループ長 小木曾 智己

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区東新町 1 番地

【電話番号】 052-951-8211（代表）

【事務連絡者氏名】 経営管理本部財務グループ長 小木曾 智己

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 5,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月 5 日
効力発生日	2022年10月13日
有効期限	2024年10月12日
発行登録番号	4 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 500,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
4 - 関東 1 - 1	2022年10月13日	20,000百万円	-	-
4 - 関東 1 - 2	2023年 8 月24日	20,000百万円	-	-
実績合計額(円)		40,000百万円 (40,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 460,000百万円  
(460,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。  
(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 静岡支店  
(静岡市葵区本通二丁目 4 番地の 1 )  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	中部電力株式会社第565回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	5,000百万円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	5,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年1.570%
利払日	毎年4月25日および10月25日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年4月25日および10月25日におのおのその日までの前6か月分を支払う。ただし、発行日の翌日から2024年4月25日までの利息は一括して同年4月25日に支払う。この場合ならびに償還の場合に6か月に満たないときは日割でこれを計算する。この計算の結果、利息に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日の翌日以降は利息をつけない。</p> 2．利息の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2040年10月25日 （別記「償還の方法」欄「2．償還の方法および期限」参照）
償還の方法	<p>1．償還価額 額面100円につき金100円。</p> <p>2．償還の方法および期限 (1) 満期償還 (イ) 本社債の元金は、2040年10月25日にその全額を償還する。ただし、本社債の買入消却に関しては本項第(2)号に定めるところによる。また、期限の利益喪失に関しては別記（（注）「3．期限の利益喪失に関する特約」）に定めるところによる。 (ロ) 償還すべき日が銀行休業日に当るときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(2) 買入消却 当社は、別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に別途定める場合を除き、発行日の翌日以降いつでも本社債の買入消却を行うことができる。</p> 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年10月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2023年10月12日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	電気事業法附則第17項に基づく一般担保
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからAA-の信用格付を2023年10月5日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA3の信用格付を2023年10月5日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスクおよびデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスクおよびその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体または債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、または公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「当社格付に関する情報」の「レポート」コーナーの「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAAの信用格付を2023年10月5日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

## 2．各社債の形式

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき、社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、同法第67条第1項の規定に基づき、社債券を発行することができない。ただし、社債等振替法第67条第2項に定められる場合には、社債権者は当会社に社債券を発行することを請求できる。この場合、かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、各社債の金額の分割または併合は行わない。

## 3．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債につき期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号および第(2)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本(注)4、本(注)5、本(注)6および本(注)8の規定に違背し、その違背判明後社債管理者の指定する60日以上期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が破産手続開始もしくは会社更生手続開始の決定を受け、または解散（合併の場合を除く。）をしたとき。
- (6) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を毀損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めたとき。

## 4．社債管理者への通知

当社は、次の場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知をしなければならない。

- (1) 当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- (2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
- (3) 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- (4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、当社の事業経営に重大な影響のある合併、会社分割、株式交換または株式移転をしようとするとき。

## 5．社債管理者の調査権限

社債管理者は、社債管理者の権限、義務を履行するために必要であると判断したときは、当社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。

## 6．社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項

に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

(2)当社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書、四半期報告書およびそれらの添付書類を関東財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なくその旨を通知する。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を関東財務局長に提出した場合も同様とする。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

#### 7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項に定められた社債権者のための異議を述べる権限を行使しない。

#### 8. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し通知する場合は、法令の定めがあるものを除き、官報ならびに当社および社債管理者の定款所定の公告方法または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを通知する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

#### 9. 時効

本社債元利金の支払請求権は、元金については償還期日の翌日から10年間、利息についてはおのおのの支払期日の翌日から5年間これを行使しないときは消滅する。

#### 10. 社債権者集会の招集地

本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

#### 11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が規定する業務規程等に基づき支払われる。

#### 12. 発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,000	1. 引受人は本社債の全額につき引受けならびに募集の取扱をなし、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 引受手数料は、額面100円につき金37銭とする。
計		5,000	

### (2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	1. 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については社債管理者に期中において年間70,000円を支払うこととしている。
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
5,000	21	4,979

### (2) 【手取金の使途】

手取概算額4,979百万円は、設備資金、借入金返済資金、社債償還資金および中部電力パワーグリッド株式会社への貸付資金に2024年3月末までに充当する予定である。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第99期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月29日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第100期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月4日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2023年10月5日)までに、臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を2023年6月29日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2023年10月5日）までの間において以下の追加及び変更がありました。また、参照書類である有価証券報告書に記載の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2023年10月5日）までの間において以下の追加及び変更がありました。追加及び変更箇所については\_\_罫で示しております。

当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、以下の<事業等のリスク>及び<経営方針、経営環境及び対処すべき課題等>に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日（2023年10月5日）現在においてもその判断に変更はありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保證するものではありません。

### <事業等のリスク>

#### （1）事業環境の変化

（前略）

##### 新成長分野の事業化

当社グループは、さまざまな領域で「つながることで広がる価値」を創出し、生活の質を向上させるサービスを充足させることで、地域社会やお客さまが求める新たな価値の提供を目指していく。不動産事業においては、日本エスコン、中電不動産を中心にまちづくりに一層貢献するとともに、資源循環・上下水道・地域交通などといった地域インフラ事業については、さまざまなパートナーのみなさまと連携して脱炭素・循環型社会の構築を進めていく。また、医療・健康といった生活関連事業の拡大により、地域の健康寿命の延伸などに寄与していく。今後も、地域のみなさまやパートナーとの連携を大切にしながら、「新しいコミュニティの形」の創造に挑戦していく。

また、当社は、株式会社東芝及びそのグループ会社の企業価値向上を目的とするTB投資事業有限責任組合に、有限責任組合員として1,000億円を出資することを2023年9月21日付で決定した。本出資は、東芝が安定した経営基盤を構築し、同社の企業価値を大きく向上させることに貢献するものであり有意義な投資機会であると考えている。

グローバル事業においては、再生可能エネルギーなどの「グリーン領域」、水素・アンモニアなどの「ブルー領域」、マイクログリッド・アジア配電事業などの「小売・送配電・新サービス領域」及び地熱発電などの「フロンティア領域」の4領域を組み合わせて最適なポートフォリオを形成し、各国・地域の社会課題解決への貢献と、収益の拡大を目指している。

なお、当社は、2016年7月1日付で会社分割により海外発電・エネルギーインフラ事業をJERAへ承継した取引について、2022年12月17日に、メキシコ税務当局から約759億円（2022年12月時点の為替レートに基づく）の納付を命じる更正決定通知を受領した。本通知の内容は、日墨租税条約及びメキシコ税法に反する不合理なものであることから、2023年2月10日に、当局に対し行政不服審査を申し立てた。加えて、日墨租税条約に基づく両国税務当局間の相互協議も実施中である。

グローバル事業をはじめとする新成長分野における事業の展開にあたっては、カントリーリスクも含め適切なリスク評価を行うとともに、定期的にモニタリングを実施していく。

ただし、これらの事業が、他事業者との競合の進展やカントリーリスクの顕在化などにより、当社グループの期待するような結果をもたらさない場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローは影響を受ける可能性がある。

（後略）

#### （7）コンプライアンス

当社グループでは、法令及び社会規範の遵守に関する基本方針及び行動原則を示した「中部電力グループコンプライアンス基本方針」のもと、設備の保安を含む業務運営全般におけるコンプライアンスの徹底、企業倫理の向上に努めている。

具体的には、2019年には「中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針」及び「金品授受に関するガイドライン」を制定するなど、取り組みを強化している。

このような中、当社及び中部電力ミライズは2021年4月13日に中部地区等における特別高圧電力及び高圧電力の供給並びに中部地区における低圧電力及び都市ガス供給等に関して、及び同年10月5日に中部地区における特別高圧電力、高圧電力、大口需要家向け都市ガス等に係る供給に関して、それぞれ独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受け、同委員会の調査に対し、全面的に協力してきた。

2023年3月30日、上記のうち中部地区等における特別高圧電力及び高圧電力の供給について、当社は、独占禁止法に基づく課徴金納付命令を、中部電力ミライズは、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を、同委員会か

らそれぞれ受領した。各命令について、当社及び中部電力ミライズは、同委員会との間で、事実認定と法解釈について見解の相違があることから、同年9月25日、取消訴訟を提起し司法の公正な判断を求めている。課徴金については、前連結会計年度において独占禁止法関連損失を特別損失に計上した。これらの命令を受けて、当社及び中部電力ミライズは、経済産業省などから補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置を受けている。また、2023年7月14日、中部電力ミライズは経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受け、同年7月28日、当該業務改善命令に対応する報告を行った。

この他の案件に対しては、引き続き調査に全面的に協力していく。

当社及び中部電力ミライズは、二度と独占禁止法に関する疑いを持たれることがないように、2023年4月7日に公表したコンプライアンス徹底策を着実に実施していく。

また、中部電力パワーグリッドにおいて、託送業務システムで管理しているお客さま情報を中部電力ミライズ及びその委託先へ漏えいした事案が判明し、中部電力ミライズにおいて、同社従業員が顧客管理システムを通じて中部電力ミライズ以外の小売電気事業者と契約しているお客さま情報を閲覧していた事案が判明した。この件に関し、中部電力パワーグリッド及び中部電力ミライズは、2023年4月17日、電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受け、同年5月12日、当該業務改善勧告に対応する報告を行った。

中部電力パワーグリッドにおいて、経済産業省の再生可能エネルギー業務管理システムを閲覧するために付与されたID及びパスワードを適切に管理しておらず、同システム上で中部電力ミライズの従業員においてもF I T認定情報が閲覧可能な状態となっていた事案が判明した。この件に関し、中部電力パワーグリッド及び中部電力ミライズは、2023年4月17日、資源エネルギー庁より指導を受け、同年5月12日、当該指導に対応する報告を行った。

加えて、これらの件に関し、中部電力パワーグリッド及び中部電力ミライズは、2023年6月29日、個人情報保護委員会から指導及び報告等の求めを受け、同年9月29日に報告を行った。

中部電力パワーグリッド及び中部電力ミライズは、2023年5月12日に公表した再発防止策を着実に実施していく。

その他、当社グループにおいて、不動産投資事業に対し関係行政から処分を受けた事象なども発生しており、これらについても適切に対応していく。

当社グループは、今後も、常にコンプライアンスに関する取り組み状況を確認し、その結果に基づいて説明責任を果たすとともに、コンプライアンス徹底に向けた不断の取り組みを進めていく。

ただし、コンプライアンスに反する事象により、社会的信用の低下などが発生した場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローは影響を受ける可能性がある。

#### < 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 >

##### (3) 中長期的な会社の経営戦略・会社の対処すべき課題

(前略)

##### (安全・安価で安定的なエネルギーのお届け)

資源価格のボラティリティの激しさや、為替変動によって、エネルギー市場の不確実性が高まり、不安定な事業環境が継続しております。当社グループとして、あらゆるコストダウンに取り組んできましたが、経営努力だけでは対応できず、お客さまに安定して電気をお届けするため、2023年4月より特別高圧電力及び高圧電力の標準メニューの見直しを実施いたしました。引き続き徹底した経営効率化に取り組むとともに、いかなる状況においても、バリューチェーン全体で良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けするという「変わらぬ使命」をグループ一丸となって完遂してまいります。

このため、燃料調達安定化を図るとともに、電源調達ポートフォリオの見直しや、電力先物、燃料先物取引などのヘッジ手法を適切に組み合わせるとともに、さらに、お客さまに電気を効率的にご利用いただくデマンドレスポンスの活用などのサービス拡充にも取り組んでまいります。

自然災害の激甚化や送配電設備の高経年化など、レジリエンス向上の取り組みもより一層重要となっております。引き続き、設備のメンテナンスを確実に行いつつ、中長期的な視点から、高経年化設備の更新を計画的に進めてまいります。

また、太陽光発電をはじめとした自然変動電源が大量導入され、需要の増加と太陽光発電量などの低下が重なる冬季に需給ひっ迫が生じやすくなっております。この課題に対し、休止火力発電所の再稼働などを通じ、追加供給力の確保などに取り組むとともに、他の一般送配電事業者との連携も含めた日々の系統運用・需給調整により、周波数や電圧を適切に維持し、中部エリアの安定供給に努めつつ、全国の安定供給にも寄与してまいります。

なお、不透明な環境が継続する状況ではありますが、足元の資源価格が低位に推移していることや、当社グループ全体で取り組んでいるコストダウンなどの経営努力を踏まえ、2023年6月から2024年3月にかけて電気料金の負担軽減をはじめとした施策を実施しております。

（中略）

（新しいコミュニティの形の創造に向けた取り組み）

中部電力グループは、さまざまな領域で「つながることで広がる価値」を創出し、生活の質を向上させるサービスを充足させることで、地域社会やお客さまが求める新たな価値の提供を目指してまいります。

不動産事業につきましては、日本エスコン、中電不動産を中心にまちづくりに一層貢献するとともに、資源循環・上下水道・地域交通などといった地域インフラ事業については、さまざまなパートナーのみなさまと連携して脱炭素・循環型社会の構築を進めてまいります。また、医療・健康といった生活関連事業の拡大により、地域の健康寿命の延伸などに寄与してまいります。

今後も、地域のみなさまやパートナーとの連携を大切にしながら、「新しいコミュニティの形」の創造に挑戦してまいります。

当社及び中部電力ミライズは、2023年3月30日、中部地区等における特別高圧電力及び高圧電力の供給に関し、公正取引委員会から独占禁止法にもとづく課徴金納付命令等を受けました。本命令の内容については、当社と公正取引委員会との間で、事実認定及び法解釈に見解の相違があるため、同年9月25日に取消訴訟を提起しており、司法の公正な判断を求めています。

また、託送業務で知り得たお客さま情報などの不適切な取り扱いにつきましては、公正な競争を阻害するおそれのあるものであり、大変重く受け止めております。本事案を受け、中部電力パワーグリッド及び中部電力ミライズにおいて、それぞれ原因の分析や再発防止策を策定するとともに、当社も加えた3社で、再発防止策の妥当性や実施状況を確認しております。

中部電力グループは、従前より、企業の社会的責任を果たすため、CSR宣言にもとづき事業活動を進めており、そのことがESGの観点を踏まえた事業経営の深化や、SDGsの課題解決に貢献するものと考えております。今後とも、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じて、コンプライアンスを徹底することで、CSRを完遂してまいります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

中部電力株式会社 本店

(名古屋市東区東新町1番地)

中部電力株式会社 静岡支店

(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

#### 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし